

亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名称 亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和9年2月4日に任期満了を迎えることから、令和9年1月に執行を予定している亀岡市議会議員一般選挙において、電子投票システムを導入することにより、有権者の投票における利便性向上、無効票の削減及び開票作業の正確性と迅速化を図ることを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域(亀岡市選挙管理委員会(以下「市選管」という。))が指定する投票所、開票所及びその他市選管が指定する場所)

2 業務の前提条件

令和9年1月執行予定の亀岡市議会議員一般選挙の概要(見込み)は以下のとおりとする。なお、亀岡市議会議員一般選挙の選挙日程については、令和8年9月1日に正式決定する予定である。

(1) 選挙の種類 亀岡市議会議員一般選挙

(2) 投票所数

ア 投票日 42 投票所

イ 期日前投票所 2投票所

(3) 開票所数 1開票所

(4) 選挙人名簿登録者数 71,767人(令和8年6月定時登録者数)

(5) 選挙日程(予定)

ア 告示日 令和9年1月中下旬の日曜日

イ 期日前投票 告示日の翌日から投票日の前日まで

※期日前投票所の実施予定場所のうち1投票所については、いずれかの連続する2日程度の実施を予定するものである。

ウ 投票日 令和9年1月中下旬の日曜日

3 電子投票システムの技術的・基本条件

(1) 法令等の遵守

ア 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第4条に

- 規定されている電磁的記録式投票機の具備すべき条件を満たしていること。
- イ 総務省策定の電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づく適合確認を受けているか、審査会前日までに確実に受ける見込みであり、検査確認結果報告書(写し)を提出すること。
 - ウ 受託候補者の選定後において、イの適合確認を通過したこと等に伴い、提案した電子投票システムのバージョンアップ等の仕様変更の必要が生じた場合は、市選管が承認した場合に限り、当該変更を認めるものとする。ただし、当該仕様変更を行う場合であっても、原則として本業務に係る契約金額の変更は行わないものとする。

(2) システムの形態

- ア 端末ごとに電磁的記録媒体に投票データを記録する媒体形態のもの(スタンドアローン型)とすること。
- イ ネットワーク等による外部接続を行わない、セキュリティが確保された構成であること。
- ウ 障害発生時、特定の端末の停止が他の端末や投票所全体の運用に影響を与えない設計であること。

4 電子投票システムの委託内容等について

(1) 調達方法

電子投票システムの調達方法はレンタルとする。ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体、記録媒体を保護するケース(封印シール含む。)等は、買取りによる調達とする。

(2) 構成内容

本委託料は、次の内容により構成する。

- ア 電子投票システムのレンタル、指定場所への納品(運搬含む。)、検査、監査及び操作マニュアルの作成に係る費用並びに電子投票システムで使用するソフトウェアに係る費用
- イ 物品購入に係る費用
- ウ 電子投票実施に伴う人的支援に係る費用
- エ その他電子投票の公正及び適正な執行に必要な経費

5 電子投票システムの納入等

- (1) 電子投票システムは、市選管が指定する日に指定する場所に納入すること。
なお、納入する場所は複数箇所を指定する場合がある。
- (2) 電子投票システムの投票所・開票所への搬入は、市選管が行う。
- (3) 電子投票システムの投票所・開票所からの撤去は、市選管が行う。

6 電子投票システムの検査、保管等

- (1) 電子投票システムは、市選管が指定する場所及び期日までに納入し、市選管事務局職員とともに動作確認を行うこと。
- (2) 動作確認後に、電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合には、速やかに修理又は交換を行い、再度動作確認を行うこと。
- (3) 令和9年2月26日までは、すべての電子投票システムを市選管の管理下に置くこと。

7 人的支援体制

(1) 統括管理

業務全体を統括し、市選管と密な連絡体制を構築する統括責任者を中心に常に連絡が取れ、市選管からの問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

(2) 研修支援

選挙事務従事者(市選管事務局及び選挙事務従事者等)に対し、電子投票システムの管理及び運用操作方法や不具合時の対応のほか、操作説明書等附属品の説明を行うこと。

(3) 啓発支援

市選管が行う市民への啓発活動について、市選管との協議に応じて電子投票システムの操作方法等に助言支援を行うこと。(啓発活動にも立ちあいを求めることがある。)

(4) 期日前投票・前日準備・当日投票支援

各投票所(期日前投票所を含む)における円滑な投票執行のため、必要なサポート体制(別紙1に定めるバックアップ体制を含む。)を確保した上で、必要に応じて次の支援を行うこと。

ア 投票所来場者に対する電子投票機の操作案内に関すること。

イ 市選管が行う電子投票システムの起動及び動作確認業務に関すること。

ウ 投票日前日において、市選管(従事職員)が各投票所で行う機器の組み立て、通電、起動確認作業等が円滑に行えるよう、遠隔からの技術的サポート(オンコール体制の構築)に関すること。

(5) 開票所支援

開票・集計装置の起動及び動作確認が必要と判断された場合は、市選管の指示のもと支援すること。

(6) 業務全般に係る支援

市選管が行う業務への助言及び支援をするに当たっては、電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応するよう支援すること。

(7) その他

投開票日に投票所及び開票所で事務に従事する者の名前を、市選管が別に指定する日までに市選管に提出すること。

8 その他

- (1) 亀岡市議会議員一般選挙が無投票になった場合には、告示日の翌日以降分の経費の減額について、市選管と協議の上、別途変更契約を締結すること。
- (2) 投開票日において、電子投票システムが故障等の不具合により使用できず、その原因が受託者の責めによる場合は、当該システムのレンタルに係る経費について、市選管と協議の上、別途変更契約を締結し、減額するものとする。
- (3) 候補者の死亡等又は事故により亀岡市議会議員一般選挙の投票若しくは開票の期日が延期又は再投票となった場合には、市選管と協議の上、別途変更契約を締結すること。ただし、電子投票システムの故障が原因で投票又は開票の期日の延期や再投票となった場合は、これに伴う経費は受託者の負担とする。
- (4) 選挙終了後、異議の申出又は訴訟が起こった場合の対応については、必要に応じて市選管と協議の上、対応すること。その備えとして、電子投票システム(ハードウェア、ソフトウェア)は、再集計又は再検査が行えるようにしておくこと。また、市選管からの求めに応じて、電子投票システム設計書等必要な書類の提示が行えるようにしておくこと。
- (5) 電子投票システムのハードウェア及びソフトウェアについて、法令及び最新の「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」に照らして必要があると市選管が認める場合には、市選管と協議の上、指定する期限までに電子投票機器の改善に努めること。
- (6) その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市選管と協議の上、定めること。
- (7) 経費の内訳を明らかにできる書類を市選管の求めに応じて提出すること。
- (8) 受託者は本業務において知り得た秘密について、第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 故意又は不注意により選挙事務従事者又は選挙人が電子投票を実施するために必要な機器等(レンタルするものに限る。)を破損させた場合は、市がその損害を補償する。ただし、受託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

別紙1

電子投票システムの種類及び数量並びに人的支援の量

1 投票日当日・期日前投票所関係

(1) レンタルによる調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		<p>1 電子投票システム及び開票システムの運搬、配置場所及び設定時期については、市選管の指示に従うこと。</p> <p>2 使用するソフトウェアは、電子投票システム及び開票システムにインストール済とすること。</p> <p>3 納品日希望日 期日前投票・投票日当日の予備・啓発用等に充当する15台及び開票・集計装置一式1セットは令和8年10月9日(金)までに、投票日当日の投票所用131台及び開票・集計装置一式1セットは令和8年11月30日(月)までに納品すること。同日までに納品が困難な場合は、市選管と協議の上、選挙事務に支障を与えないように速やかに納品すること。</p> <p>4 レンタル期間は、各納品日から令和9年2月26日(金)までとする。</p>
電磁的記録式投票機 (当該機器を稼働させるために必要な機器を含む。)	調達台数146台 (投票日当日投票所用:131台、期日前投票所・投票日当日予備・啓発用等:15台)	<p>1 期日前投票所・投票日当日予備・啓発用等の15台については、常設啓発、移動啓発、期日前投票所(2か所)及び投票当日投票所(42か所)の予備機として使用する。</p> <p>2 常設啓発で使用する場合は、盗難防止措置を講じること。</p>

		3 操作画面等の詳細については、候補者数等により修正しなければならないため、市選管と協議の上、作成すること。
開票・集計装置一式 (開票・集計装置接続用機器等、開票・集計に必要な機器等もすべて含めること。)	2 セット (予備機を含む。)	1 開票・集計装置一式のうち1セットは、啓発用としても使用する。 2 開票・集計装置一式については、開票事務従事者の研修においても使用する。

(2)購入による調達

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		<p>1 納品希望日 各機器(令和8年10月9日(金)納品分15台、令和8年11月30日(月)納品分131台)に合わせて納品すること。なお、選挙投票日当日の予備として想定する電磁的記録媒体の納品については、令和8年11月30日(月)とする。ただし、これらすべてにおいて、同日までの納品が困難な場合は、市選管と協議の上、選挙事務に支障を与えないよう速やかに納品すること。</p> <p>2 開票・集計装置の開票ログ・操作ログを記録するための媒体については、提案システムが開票アプリ内等への記憶に対応している場合は、必ずしも装置台数分の媒体を購入する必要はない。市選管へのログデータの引き渡し方法(媒体での納品、またはその他形式)については、汎用的なテキスト形式(PDFやcsv形式等)で抽出可能であることを要件とし、システム仕様に応じた必要</p>

		<p>最小限かつ確実な方法を提案書に明記すること。また、市選管に引き渡したログデータについては、最低限4年間は経年劣化や改ざんのリスクなく保存・復元できるデータ形式であること。</p>
<p>投票データを記録するための電磁的記録媒体(正・副)</p>	<p>個数:計322個 ※原則として、各投票所に配置する電磁的記録式投票機の合計台数(想定:計146台(別紙2(2)参照))に投票日当日の予備15台を加えた台数分に対し、1台あたり正・副各1個(計2個/台)(※正・副については異なる種類の媒体でも問題ない。)を基準とする。 ただし、提案する電子投票システムの形態により必要数量が異なる場合は、提案システムにおける必要最小限かつ十分な数量(正・副)を計上した上で、その根拠(内訳)を明記すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電磁的記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース及び封印するシールを含むこと。 2 操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。 3 なお、基準数量(292個(内訳:146台×2個/台))との差分30個については、投票日当日の緊急トラブル等に対応するための予備媒体として市選管側で保有するものとする。
<p>封印容器(外容器)</p>	<p>個数:計88個 ※投票所設置数(選挙投票日当日(42</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施錠するための鍵を含むこと。

	<p>か所)・期日前投票所(2か所))×2 (正・副用)を基本とする。</p> <p>ただし、本機器は、各投票所における電磁的記録媒体(正・副)の管理単位(1投票所あたり正・副各1個、計2個)を想定した基準数量である。提案する電子投票システムの仕様や、別項「電磁的記録媒体」における提案数量・運用形態により、必要となる容器の個数が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量を計上した上で、その算定根拠(内訳)を明記すること。</p>	
<p>候補者情報インストール用等記録媒体</p>	<p>電子投票システムの形態によって異なるため、候補者情報をすべての電子投票システム及び開票システムにインストールするために必要な数量を納品すること。</p>	<p>1 候補者情報を記録媒体が要しない形態ですべての電子投票システム及び開票システムにインストールすることが可能であれば、当該記録媒体は必要としない。</p>

2 投開票事務に対する人的支援

	支援項目	日数等	支援内容
共通事項		<p>1 期日前投票所・投票日当日投票所における投票支援従事者の休憩時間については、労働基準法に基づき合計60分から90分の範囲内(原則として複数回に分割)で取得できるものとする。休憩を取得する時間帯については、投票所の混雑時を避けるものとし、市選管(投票所に従事する責任者)と協議の上で決定すること。なお、従事者の休憩中における投票所内での案内・対応体制については、市選管と受託者との協議により別途定めるものとする。</p>	<p>1 作業を行う日時及び場所については、市選管の指示に従うこと。</p> <p>2 電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障その他の不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。</p> <p>ただし、各投票所については、不具合発生時にマニュアルに基づく初期対応等を迅速かつ確実に実施できる者を配置し、これを越えた重篤なトラブルに対応するため、駆け付けることのできる専門技術者によるバックアップ体制(機動班等)を構築することで、これに代わるものとする。</p>
事前準備	職員研修支援	1人×2時間 ×3回/1日	1 市選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、電子投票システムの管理、運用及び操作方法等の説明を行うとともに

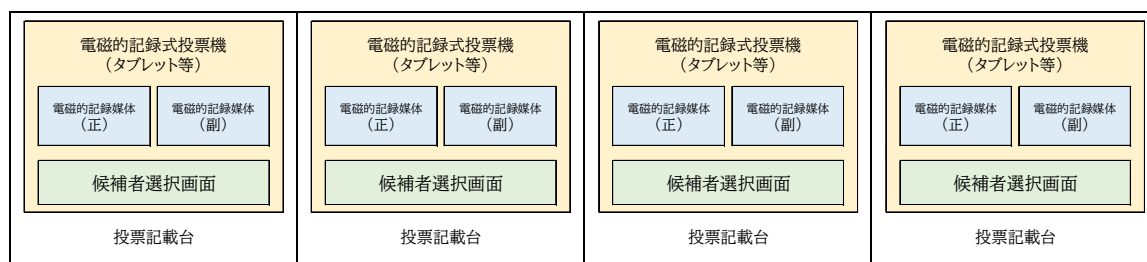
			<p>に、操作説明書等附属品の説明を行うこと。</p> <p>2 開票・集計システムの操作方法の説明を行うこと。</p>
事前準備	立候補届出日 (令和9年1月中下旬)	1人 支援時間:午後4時からデータの入力終了まで	<p>1 立候補届出日に市選管が行う候補者データの入力、電磁的記録式投票機へのインストール用記録媒体の作成及び電子投票システムの設定作業等の支援を行うこと。</p> <p>2 期日前投票所用の電子投票システムへの設定については、立候補届出日以降使用できるように支援すること。</p>
事前準備	投票日前日対応	1人×1日 支援時間:午前9時30分から午後3時まで(※市選管の設営時間に応じて前後する場合があります。)	<p>1 市選管(従事職員)が各投票所において実施する、電子投票システムの組み立て、配置、通電及び起動テスト等の作業に伴う技術的な問い合わせに対し、電話等によりリアルタイムで迅速に対応できる遠隔サポート体制(オンコール体制)を確保すること。</p> <p>2 遠隔での対応が困難な機器の不具合や故障が判明した場合には、市選管と連携の上、速やか</p>

			に予備機への差し替え等の必要な措置を講じること。
期日前投票期間中の支援	期日前投票所(2か所)	計8人日分(①と②の合算による) ① 1か所目: 1人×6日 ② 2か所目: 1人×2日程度 支援時間: ①午前8時15分から午後8時15分まで②午前9時30分から午後6時30分まで(※会場の都合等により開始及び終了時間が前後することがある。)	1 必要な作業があれば市選管から指示する。
投票日当日(令和9年1月中下旬の日曜日)	投票支援	42投票所 42人×1日(42人で42か所を担当) 支援時間:午前6時30分から午後8時30分まで	1 投票日当日に、電子投票システムの運用に係る支援を行うこと。
開票・集計支援	開票所(1か所)	2人×1日 支援時間: 午後8時から開票終了まで	1 市選管が開票所を設営後に行う開票・集計装置の起動及び動作確認業務の支援を行うこと。 2 開票・集計装置の操作に係る支援を行うこと。

別紙2

- (1) 電子投票システムの形態は複数考えられることから、参考までに次の例を示すこととする。ただし、本仕様書において求める電子投票システムの形態は当該例に限定するものではない。

(例)



(2) 投票区ごとの電磁的記録式投票機等の設置数及び調達数一覧表

投票区ごとの電磁的記録式投票機等の設置予定数について

地区別	投票区番号	選挙時登録日現在名簿 登録者数(8.3.18時点)			定時登録日現在名簿 登録者数(8.6.1時点)			電磁的記録式 投票機設置数
		男	女	計	男	女	計	
啓発用								15※
期日前								
選挙当日予備								
亀岡	1	2,626	2,850	5,476	2,614	2,851	5,465	6
	2	2,824	3,113	5,937	2,840	3,128	5,968	6
東別院	3	269	296	565	265	295	560	2
西別院	5	228	225	453	224	221	445	2
	6	93	118	211	91	118	209	2
曾我部	7	1,147	1,090	2,237	1,149	1,088	2,237	4
	8	409	433	842	411	432	843	3
吉川	9	255	317	572	253	318	571	2
蔦田野	10	930	1,037	1,967	930	1,029	1,959	4
本梅	12	326	340	666	326	339	665	2
	13	234	240	474	235	239	474	2
畑野	14	682	655	1,337	677	652	1,329	3
	15	109	100	209	108	100	208	2
宮前	16	158	152	310	158	150	308	2
	17	169	175	344	168	176	344	2
	18	210	221	431	209	219	428	2
大井	19	2,676	2,821	5,497	2,676	2,823	5,499	6
	20	687	752	1,439	685	744	1,429	3
千代川	21	2,204	2,390	4,594	2,198	2,387	4,585	5
	22	140	134	274	138	133	271	2
馬路	23	366	413	779	368	410	778	3
	24	101	109	210	102	109	211	2
	25	130	127	257	128	129	257	2
旭	26	155	176	331	155	175	330	2
	27	110	118	228	110	117	227	2
千歳	28	144	177	321	143	178	321	2
	29	133	151	284	133	151	284	2
	30	145	156	301	143	155	298	2
河原林	31	266	331	597	267	334	601	2
	32	97	115	212	96	116	212	2
保津	33	616	645	1,261	611	642	1,253	3
東本梅	35	123	142	265	122	141	263	2
	36	71	79	150	71	79	150	2
篠	37	3,484	3,781	7,265	3,488	3,779	7,267	7
藤・東つつじ	38	2,834	3,147	5,981	2,826	3,143	5,969	6
西つつじ	39	1,353	1,508	2,861	1,345	1,500	2,845	4
亀岡	40	2,288	2,522	4,810	2,285	2,518	4,803	5
篠	41	2,108	2,269	4,377	2,112	2,273	4,385	5
南つつじ	42	2,434	2,679	5,113	2,434	2,669	5,103	6
東別院	43	153	132	285	152	130	282	2
篠	44	101	110	211	100	107	207	2
千代川	45	917	976	1,893	935	989	1,924	4
計		34,505	37,322	71,827	34,481	37,286	71,767	146

※の電磁的記録式投票機については、啓発用・期日前投票所用(2か所)・投票日当日の予備機用として共通で使用するものとする。